

平成 29 年度 政治資金適正化委員会の 主な審議事項（案）

1 登録政治資金監査人の登録及び研修

登録政治資金監査人の安定的確保に向けて、昨年度に引き続き、政治資金監査制度の意義や登録政治資金監査人の登録手続等について効果的な周知・広報に取組み、登録時研修を着実に実施していく。

登録政治資金監査人の地域的偏在については、政治資金監査制度の運用に直ちに支障を来すような状況にはないと考えられるものの、登録政治資金監査人の高齢化による引退等の可能性も考慮すると、今後の安定的な運用のために、登録時研修の受講機会の確保等について検討を行う。

《審議スケジュール（案）》

○平成 29 年 12 月～平成 30 年 3 月

来年度の受講機会の確保等について検討

2 政治資金監査に関する具体的な指針等

政治資金監査制度の運用が開始された平成 21 年分の収支報告以来、これまで実施された政治資金監査については概ね順調に実施されてきている。この間、登録政治資金監査人や国会議員関係政治団体等から質問や意見等が寄せられてきたところであるが、政治資金監査制度の一層の定着と安定的な運営のため、これらも踏まえ、政治資金監査制度の運用等について必要な検討を行う。

《審議スケジュール（案）》

○平成 29 年 6 月～7 月

政治資金監査実務等を踏まえた運用等について検討

3 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～

(1) フォローアップ研修について

政治資金監査実務に関する知識の向上に資するため、昨年度に引き続き政治資金監査実務に関するフォローアップ研修を実施する（6 月～11 月）。なお、今年度の実務向上研修については、政治資金監査の意義を改めて解説するとともに、個別の指導・助言の取組等

を踏まえ、誤りやすい事例について、政治資金監査チェックリストや政治資金監査報告書チェックリストとの対応関係を示すことにより、同様の誤りの防止を図ることとしているほか、継続して受講している参加者には実務経験者が多いことから、政治資金監査の実施及び政治資金監査報告書の作成に当たって特に誤りやすい点など留意すべき事項等を具体例や演習問題を使って解説することとしている。

また、今年度のフォローアップ研修の実施状況を踏まえ、来年度の研修内容等について検討を行う。

《審議スケジュール（案）》

○平成29年12月～平成30年3月

来年度の研修内容等について検討

（2）登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

登録政治資金監査人への注意喚起によって政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげ、政治資金監査のより適確な実施を図ることを目的として、平成26年分、平成27年分の2ヶ年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした個別の指導・助言の取組を行った。

平成28年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組についても継続して行うこととしており、本年12月に行われる都道府県選挙管理委員会等からの報告を受領後、速やかに個別の指導・助言の対象等に関する審議を行う。

また、個別の指導・助言の実施に当たっては、引き続き関係士業団体とも連携・協力していく。

《審議スケジュール（案）》

○平成29年10月

平成28年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組の方針についての確認等

○平成29年12月

都道府県選挙管理委員会からの報告等に基づく個別の指導・助言の対象等に関する審議